

県北広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年3月29日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 路線名 角ノ浜玉川線
- 2 供用開始の区間 九戸郡洋野町種市第15地割字鹿糠浜452番地先から第14地割字北玉川100番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月29日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成28年3月29日から同年5月2日まで